株式交換に関する事後開示書類

株式会社アークとの株式交換

三井化学株式会社
株式会社アーク

2020年８月１日

株式交換に係る事後開示事項

東京都港区東新橋一丁目５番２号
三井化学株式会社
代表取締役社長　橋本　修

大阪市中央区南本町二丁目２番９号
株式会社アーク
代表取締役社長　小守谷　敦

三井化学株式会社（以下「当社」といいます。）及び株式会社アーク（以下「アーク」といいます。）は、2020年５月14日付で両社の間で締結した株式交換契約（その後の変更を含み、以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、当社を株式交換完全親会社、アークを株式交換完全子会社、効力発生日を2020年８月１日（以下「効力発生日」といいます。）とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第１項第２号、第801条第３項第３号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

１．　株式交換が効力を生じた日

2020年８月１日

２．　株式交換完全子会社における会社法第784条の２の規定による請求に係る手続の経過、並びに同第785条、同第787条及び同第789条の規定による手続の経過

(1)　会社法第784条の２の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の２の規定による請求を行ったアークの株主はおりませんでした。

(2)　会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

(i)　反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

アークは、会社法第785条第３項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第２項及び第161条第２項に従い、2020年７月10日付でアークの株主に対して、本株式交

換をする旨、株式交換完全親会社である当社の商号及び住所、並びに買取口座を電子公告にて公告を行いました。なお、会社法第 785 条第１項に基づく株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(ii) 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）
該当事項はございません。

(iii) 債権者の異議（会社法第 789 条）
該当事項はございません。

３．株式交換完全親会社における会社法第 796 条の２の規定による請求に係る手続の経過、並びに同第 797 条及び同第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の２の規定による請求に係る手続の経過

当社は、会社法第 796 条第２項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の２の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(i) 反対株主の買取請求（会社法第 797 条）

当社は、会社法第 797 条第３項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第２項に従い、2020 年６月 26 日付で当社の株主に対して、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社であるアークの商号及び住所を電子公告にて公告を行いました。なお、当社は、会社法第 796 条第２項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第１項の規定による手続について、該当事項はありません。

(ii) 債権者の異議（会社法第 799 条）

該当事項はございません。

４．株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数

本株式交換により当社に移転したアークの株式の数は、本株式交換により当社がアークの発行済株式（但し、当社が保有するアークの株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のアークの発行済株式総数から当社が保

有するアークの株式の数を除外した 102,508,125 株であります。なお、上記発行済株式総数は、後記５．記載の自己株式の消却後のものです。

５．その他株式交換に関する重要な事項

(1)　当社は、会社法第 796 条第２項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第３項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した当社の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はおりませんでした。

(2)　アークは、会社法第 783 条第１項の規定により、2020 年６月 26 日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3)　当社は、本株式交換により、基準時のアークの株主名簿に記載又は記録された株主（但し、当社を除きます。）に対し、その所有するアークの普通株式１株につき 0.0511 株の割合をもって当社の普通株式を割当交付いたしました。なお、当社が割当交付した当社の普通株式の合計は 5,238,165 株です。

(4)　アークの普通株式は、株式会社東京証券取引所において 2020 年７月 30 日付で上場廃止となりました。

(5)　本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

(１)資本金の額　　：０円
(２)資本準備金の額：会社計算規則第 39 条に従い当社が別途定める額
(３)利益準備金の額：０円

(6)　アークは、2020 年７月 30 日付の取締役会の決議により、基準時の直前時点までにアークが保有する自己株式（本株式交換に際して、会社法第 785 条第１項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってアークが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前時点をもって消却しております。

以上